

○網走市介護職員初任者研修支援事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 この要綱は、介護職員の確保及び資質向上を図るため、介護職員初任者研修（以下「初任者研修」という。）の受講に要した経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関し、網走市補助金等交付規則(昭和57年規則第18号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者

市内で次に掲げる事業のいずれかを行う法人をいう。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）を行う事業

イ 法第8条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業

ウ 法第8条第25項に規定する施設サービスを行う事業

エ 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）を行う事業

オ 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業

カ 法第115条の45第1項第1号イ及びロに規定する事業

(2) 初任者研修

介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項各号に掲げる研修で、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程及び生活援助従事者研修課程に係るものをいう。

(3) 従事者

事業者には雇用されている職員をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象者、対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額、補助金の交付の条件は、別表のとおりとする。ただし、他より受けている補助額及び助成額を補助対象経費から除く。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付申請は対象者が行うものとし、交付申請書及びその添付書類の様式は、別記第1号様式（事業者用）または別記第2号様式（従事者用）のとおりとする。

2 前項の申請書は、市長が別に指定する日までに提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第5条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは、規則第5条に規定する補助金の交付決定を規則第16条に規定する額の確定と併せて行い、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 規則第15条の規定による実績報告は、第5条の交付申請書の提出をもって、報告があったものとみなす。

(補助金の支払方法)

第7条 市長は、第5条に定める補助金の額を確定した後に、その補助金を申請者に対して支払うものとする。

2 申請者は、補助金の支払を受けようとするときは、規則に定める請求書を提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この要綱施行の日以後の補助申請に適用し、それ以前についてはなお従前の例とする。

附 則

(適用期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この要綱適用の日以後の補助申請に適用し、それ以前についてはなお従前の例とする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

別表(第3条関係)

対象者	補助対象経費	補助金の額	交付の条件
事業者	事業者が介護保険法施行令第3条第1項の規定に基づく介護職員初任者研修・生活援助従事者研修指定事業者に直接支払った受講経費。なお、必須テキスト代及び実習費を含む(ただし、補講料及び追試受験料等は補助対象としない)。	従事者1人当たり 補助対象経費の実支出額の2分の1(1円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額とする。)を上限とし、予算の範囲内で交付する。	次の各号のいずれにも該当する従事者であること。 (1) 事業者が直接雇用契約を締結していること。 (2) 市長が別に指定する期間中に初任者研修を終了し、研修機関が発行する修了証明書の交付を受けていること。 (3) 事業者が運営する市内の事業所に、介護職員として就労しており、かつ、申請時においても就労が継続されていること。
従事者	介護保険法施行令第3条第1項の規定に基づく介護職員初任者研修・生活援助従事者研修指定事業者に直接支払った受講経費。なお、必須テキスト代及び実習費を含む(ただし、補講料及び追試受験料等は補助対象としない)。	補助対象経費の全額とし、予算の範囲内で交付する。	次の各号のいずれにも該当する者であること。 (1) 初任者研修開始時点において事業所で就労していない者。 (2) 申請時点で介護職員として市内の事業所で就労しており、その期間が3月を過ぎ、引き続き就労が見込まれる者。 (3) 市長が別に指定する期間中に初任者研修を終了し、研修機関が発行する修了証明書の交付を受けていること。 (4) 市内に住所を有し、市税等の滞納がないもの。